

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会

令和元年9月2日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 0件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 0件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 3件

国民年金関係 3件

厚生年金保険関係 0件

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 1900032 号

厚生局事案番号：東海北陸（国）第 1900011 号

第 1 結論

昭和 55 年*月から昭和 61 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：女

基礎年金番号：

生 年 月 日：昭和 35 年生

住 所：

2 請求内容の要旨

請 求 期 間：昭和 55 年*月から昭和 61 年 3 月まで

成人したら国民年金保険料を納付するのは義務であり、当たり前のことだったので、私は、20 歳の誕生日前に A 市 B 区役所で国民年金の加入手続を行った。現在所持している年金手帳は、そのときに交付されたものであり、国民年金の「はじめて被保険者となった日」欄に昭和 55 年*月*日と記載されているので、この日に加入手続を行ったと思う。

請求期間の保険料は、金融機関又は郵便局で定期的に納付していたので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、請求期間後の国民年金加入期間において保険料の未納はなく、保険料の納付意識が高かったことがうかがわれる。

また、A 市の請求者に係る国民年金被保険者名簿によると、請求者の資格取得届の受付年月日は、昭和 61 年 3 月 5 日とされており、請求者の国民年金の加入手続は、この頃に行われ、その際に、請求者が 20 歳に到達した昭和 55 年*月*日まで遡って被保険者資格を取得する事務処理が行われたものとみられる。この加入手続時期（昭和 61 年 3 月）を基準とすると、請求者は、請求期間のうち、昭和 59 年 1 月から昭和 61 年 3 月までの保険料については、過年度保険料及び現年度保険料として納付する方法を併用して遡って納付することが可能であった。

しかしながら、請求者は、年金手帳の国民年金の「はじめて被保険者となった日」欄に記載されている昭和 55 年*月*日に加入手続を行った旨陳述しているところ、国民年金の「はじめて被保険者となった日」については、加入手続が行われた日を記載するのではなく、法定要件に該当した日（本件においては、20 歳に到達した日）を被保険者資格を取得した日として記載することとされているため、被保険者資格の取得日と加入手続時期は必ずしも一致せず、請求者の年金手帳は、上述の加入手続を行った昭和 61 年 3 月頃に交付されたものとみられるこ

とから、請求者が、その主張する時期（昭和 55 年*月*日）に加入手続を行ったとは考え難い。

また、請求者に係る国民年金の加入手続時期については、i) 国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録によると、請求者に対しては、上述の加入手続（昭和 61 年 3 月）において払い出された国民年金手帳記号番号以外に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡が見当たらないこと、ii) 上述の A 市の請求者に係る国民年金被保険者名簿において、届出の受付年月日が昭和 61 年 3 月 5 日とされている資格取得の事由欄には、加入手続が遅れて行われたことを示す「モレシヤ」の表示がされていること、iii) 加入手続を行った年度分から記録される、A 市の保険料納付状況を示す国民年金保険料検認状況一覧票において、請求者については、昭和 60 年度（上述の加入手続時期の属する年度）から記録されていることから、請求者の加入手続は、昭和 61 年 3 月に初めて行われたものとみられる。これらのことから、請求者は、当該加入手続を行うまでの期間において、国民年金に未加入であったため、請求期間の保険料を納付することができなかったものと考えられる。

さらに、請求期間のうち、昭和 55 年*月から昭和 58 年 12 月までの保険料については、上述の加入手続時期（昭和 61 年 3 月）を基準とすると、既に 2 年の時効が成立しており、請求者は当該期間の保険料を遡って納付することはできなかったものとみられる。

加えて、請求期間のうち、昭和 59 年 1 月から昭和 61 年 3 月までの保険料については、上述のとおり、加入手続時期（昭和 61 年 3 月）を基準とすると、請求者は、過年度保険料及び現年度保険料として納付する方法を併用して遡って納付することが可能であったものの、上述の A 市の請求者に係る昭和 60 年度の国民年金保険料検認状況一覧票によると、当該年度の検認月数及び検認金額は「0」とされている上、請求者は、請求期間の保険料納付について、遡って納付したことはないと思うとしており、また、具体的な納付周期、納付時期及び納付金額については覚えていないことから、請求者の保険料の納付状況の詳細は不明であるため、金融機関又は郵便局で定期的に納付したとする請求者の主張のみをもって、請求者が当該期間の保険料を納付していたと推認することはできない。

その上、A 市の国民年金被保険者名簿（CSV）においても、オンライン記録と同様、請求期間の保険料が納付されていた形跡はうかがえない上、ほかに請求者が請求期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）はなく、請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 1900033 号

厚生局事案番号：東海北陸（国）第 1900012 号

第 1 結論

昭和 54 年*月から昭和 57 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：女
基礎年金番号：
生 年 月 日：昭和 34 年生
住 所：

2 請求内容の要旨

請 求 期 間：昭和 54 年*月から昭和 57 年 3 月まで

私は、高校を卒業後、A市B区にあるC事業所に勤務した。20歳の誕生月にC事業所の奥様が、国民年金の加入手続きを行ってくれて、保険料は、昭和 57 年 3 月に退職するまで毎月支払われる給与から 3,000 円ぐらい天引きという形で支払いをしていた。

現在、C事業所を退職する際に奥様から手渡された年金手帳はなくしてしまったが、D事業所で厚生年金保険に加入した際の年金手帳とあわせて 2 冊あったことは確かであり、請求期間を未加入とされているのはおかしいので調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、請求期間を除き、国民年金加入期間の保険料を全て納付しており、保険料の納付意識が高かったことがうかがわれる。

また、請求者に係る戸籍の附票によれば、請求者は、請求期間当時、A市B区に居住していたことが確認できるため、同市において、請求者が勤務していたとするC事業所（現在は、E社）の事業主の妻が請求者に係る国民年金の加入手続き及び保険料納付を行うことは可能であった。

しかしながら、請求者は、請求期間の国民年金の加入手続き及び保険料納付に直接関与していないとしており、請求者が勤務していたとするC事業所は、請求期間当時の事業主、事業主の妻も既に亡くなっているため、元職員に確認したところ、雇用保険のみの加入だったとしており、資料の保管もない旨回答していることから、請求者に係る国民年金の加入手続き及び保険料納付の詳細は不明である。

また、オンライン記録によると、請求者の現在の年金記録を管理している基礎年金番号（平成 9 年 1 月から使用されている制度共通の記号番号）は、平成 9 年

1月時点で加入していた厚生年金保険に係る記号番号において付番されていることが確認できるところ、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録によると、請求者の氏名に関して誤りが生ずる可能性のある読み方等を考慮して確認を実施しても、請求者に対しては、これまでに国民年金手帳記号番号（平成8年12月まで使用されていた国民年金に係る記号番号）が払い出された形跡は見当たらない。このことから請求者は、請求期間において国民年金に未加入であり、請求者が請求期間の保険料を納付することはできなかったものとみられる。

さらに、請求者は、C事業所を退職する際に国民年金の加入手続及び保険料納付を行ったとする事業主の妻から年金手帳を手渡されたと陳述しているものの、請求者が請求期間当時に居住していたA市によると、請求者に係る国民年金の記録はなく、資料の保管もない旨回答しており、上述のとおり、請求期間当時に加入手続が行われておらず、国民年金に未加入であった請求者に対して、請求期間当時に国民年金手帳が発行され、保険料の納付書が送付されていたとは考え難い。

このほか、請求者及びC事業所が、請求期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）はなく、請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 1900005 号

厚生局事案番号：東海北陸（国）第 1900013 号

第 1 結論

平成 8 年 11 月の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：男
基礎年金番号：
生 年 月 日：昭和 49 年生
住 所：

2 請求内容の要旨

請 求 期 間：平成 8 年 11 月

私は、平成 8 年 11 月に A 社を退職する際に、会社の総務の人から「次の仕事はいつから？それまでは必ず国民年金の保険料を納付しないと後から後悔するよ。」としつこく説明され、納付しないとただごとでは済まないと感じ取って、国民年金の保険料を納付した記憶があるので、請求期間について、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間は 1 か月と短期間であるほか、請求者は、国民年金の被保険者期間において保険料の未納はないことから、保険料の納付意識が高かったことがうかがわれる。

また、B 市の国民年金被保険者名簿によると、請求者は、20 歳に到達した平成 6 年*月頃に同市において国民年金の加入手続を行い、平成 6 年*月*日に国民年金の被保険者資格を取得していることが確認できる。その後、請求者に係る国民年金の被保険者資格は、請求者が転居した C 市において、請求期間後の平成 8 年 12 月 12 日に、A 社に係る厚生年金保険被保険者資格を取得した平成 8 年 4 月 1 日まで遡って喪失する事務処理が行われていることから、請求期間当時、請求者は平成 6 年*月から継続して国民年金の被保険者であったことが確認でき、請求期間の保険料を納付することが可能であった。

しかしながら、請求者は、A 社を退社する際に総務の人から説明を受け、国民年金の保険料を納付したとしているところ、請求期間の保険料の納付方法及び納付場所等の具体的な状況について記憶がない旨陳述していることから、請求者に係る請求期間の保険料納付状況の詳細は不明である。

また、請求期間については、現在、オンライン記録によると、国民年金に未加

入とされているところ、請求者が請求期間に居住していたC市の請求者に係る被保険者記録表には、請求期間に国民年金の保険料納付記録は確認できない上、当該記録表について、請求期間中に転居したことが確認できるD市においても、請求者に係る記録は確認できない旨回答している。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録によると、請求者に対しては、前述の平成6年*月頃に払い出された国民年金手帳記号番号以外に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、請求者が請求期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）はなく、請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。